

1 0 年 保 存

秘

有 ・ 無期限

平成 21 年 5 月 28 日 から
平成 31 年 5 月 27 日 まで

基監発第 0258001 号

平成 21 年 5 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴う足場等からの
墜落防止措置に係る法違反に対する当面の措置について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）については、平成21年6月1日から施行される（一部を除く。）ところであるが、改正省令の施行に伴う足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落防止措置に係る法違反に対する措置については、当分の間、下記に示すところによることとしたので、遺憾なきを期されたい。

なお、改正省令の内容については、引き続き、監督指導、集団指導等の場を通じて、周知徹底を図られたい。

記

1 基本的な考え方

足場等からの墜落防止措置については、改正省令により、従来からの手すりや交さ筋かい等に加え、新たに「さん等」を設置する等の措置を事業者に義務付けるものであるが、



2 具体的な措置の内容

(1)

(2)

ア

イ

(3)

3 是正期日等

(1)

(2)

(3)

ア

イ